

ど改善工夫が図られている。

生産性をあげるために、チャレンジャー所長新堂氏は従前の就労時間8時45分～16時を17時まで延ばし、毎月実施していたレクリエーション行事を廃止、タイムカードも導入し、企業と同様の就労環境の構築を目指した。生産工程の工夫も行い、作業代の高さ(立ち仕事の導入)、機会の配置、部材や完成品の置き方などの調整を行い、利用者が集中して作業に取り組める生産工程に改善した。

チャレンジャーでは高い工賃の実現を目標としており、こうした就労状況・生産工程の改善工夫の結果、現在、利用者の平均賃金は約7万円で、約5名が10万円を超える実績をあげている。

第3の特徴として、高い生産性・高い工賃を目指すために、積極的な営業活動を行い、年間約30社の受注を得ている。1度開拓した受注先は継続することが多く、地域企業とのネットワークの重要性が表れている。

(2) 組織の事業性・企業性

チャレンジャーの収入売上げは約5,000万円で、そのうち福祉事業収入は約4,000万円である。社会福祉法人武蔵野千川福祉会全体では収入売上げは約7,000～8,000万円である。

チャレンジャーの収支会計は収益事業部分と福祉事業部分(自立支援法下)は分離されており、封入封緘作業等の収益事業部分は利用者の工賃などに支出するものとされ、組織全体に支出することはできない。職員給与や組織全体の支出は福祉事業収入から賄う構造になっている。

チャレンジャーは高い生産性と高い工賃を実現し収益事業部分の水準も高く、事業性が高く先駆的な社会的企業として考えられる。ただし、収益事業部分はチャレンジャーが提供する障害福祉サービス事業の基盤の下に運営が可能となっていた。

D. 考察

以上の検討より、収益事業を通して障害者の就労支援に取り組む組織チャレンジャーの特徴と課題をまとめてみたい。

チャレンジャーは就労環境・生産工程の工夫、積極的な営業により、収益事業部分の水準が高く、利用者の高い生産性と高い工賃を実現し、事業性・企業性が高く先駆的な社会的企業として位置づけられる。

今回のヒアリング調査から明らかになったことは、こうしたチャレンジャーの事業の特徴は組織が取組む障害福祉サービス事業の基盤の下に運営が可能となる構造であるという点である。組織の事業性・企業性の実現は公的な制度基盤(ここでは自立支援法)と自主的な収益事業の組み合わせによって達成できているといえる。

したがって、こうした障害者就労支援事業を運営する組織の場合、収益事業が高い割合に達した場合にも、公的制度の必要性は高く、組織の事業性・企業性の展開には公的制度基盤の存在とそれらの内容改善の重要性を認識することに留意する必要がある。

チャレンジャーは千川福祉会全体として、就労支援から生活支援へと拡張を進めており、働くことと暮らすこととの両方の支援をめざしている。グループホームなどの開設支援について、改築費用などの補助(東京都)に加えて、開設物件の紹介なども含むソフトの補助の必要性があることも浮かびあがってきた。

近年、欧米諸国に続いて、日本およびアジア諸国においても事業性・企業性の高い非営利組織の活動が社会的に要請されている。こうした事業に取り組む組織・社会的企業に対する公的制度の基盤としての重要性が改めて確認され、公的制度の意義および内容について現状にあった検討をする必要があるであろう。

注 ヒアリングは2011年3月7日に、社会福祉法人武蔵野千川福祉会（東京都武蔵野市境南町4-20-5）の常務理事で、障害者福祉サービス事業チャレンジャーの

所長である新堂薫氏に対応していただいた。訪問者は松本典子（研究代表者：駒沢大学経済学部専任講師）、筆者である。

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）
分担研究報告書

ソーシャルファームによる仕事づくりの実践とその課題

研究分担者 橋本 理（関西大学社会学部准教授）

研究要旨

【目的】

障害者や労働市場から排除されがちな人々の就労の場をつくることを目的とした事業組織をソーシャルファームと呼ぶことがある。ソーシャルファームは社会的企業（ソーシャル・エンタープライズ）の一種として位置づけられる。本報告書は日本においてソーシャルファームという概念にあてはまるような事業とはどのようなものか事例分析を通じて示すことにある。

【方法】

ソーシャルファームに相当する事業組織についてヒアリングを行い、事例分析した。

【結果】

コンポスト事業や植物生産事業、下請仕事など様々な事業の展開によって、各人それぞれの状況に応じた仕事の間が作り出されているソーシャルファームの事業の実態が明らかにされた。事例分析に基づき、ソーシャルファームの特徴や課題に関して以下の4点を導き出した。第1に、日本におけるソーシャルファームの展開は、従来、作業所として運営されてきた事業組織や自主事業による就労の場づくりに取り組んできた社会福祉法人などの取り組みの延長線上に位置づけられるということである。第2に、ソーシャルファームの取り組みは、事業者や行政など地域のアクターとの連携が重要な鍵となるということである。第3に、ソーシャルファームの発展に向けて、経営管理の重要性が高まるということである。第4に、障害者の生活や就労支援を実現する事業活動を進めるうえで、環境問題をはじめとした他の社会課題に取り組む事業活動を組み合わせることが有効ということである。

A. 研究目的

障害者や労働市場から排除されがちな人々の就労の場をつくることを目的とした事業組織をソーシャルファームと呼ぶことがある。ソーシャルファームは社会的企業（ソーシャル・エンタープライズ）の一種として位置づけられる。本報告書は日本においてソーシャルファームという概念にあてはまる事業の実態を事例分析によって示すことを目的としている。

B. 研究方法

ソーシャルファームに相当する事業組織か

らヒアリングを行い、事例分析した。具体的には、社会福祉法人くるみ会からヒアリングを実施し、事業概要や特色を明らかにした³⁸。そのうえで、ソーシャルファームの意義や今後の課題について検討した。

³⁸ ヒアリングは、2011年2月15日に実施した。対応は、社会福祉法人くるみ会（愛知県西尾市家武町深篠 96）の常務理事である森脇康一さんにいただいた。訪問者は、松本典子（研究代表者：駒澤大学経済学部専任講師）、吉中季子（研究分担者：大阪体育大学健康福祉学部専任講師）、筆者である（肩書きはすべてヒアリング時点）。

C. 研究結果

1. 事業概要

社会福祉法人くるみ会は「障害をもつ一人ひとりの一生が有意義になるようにノーマライゼーションの理念に沿って活動します。障害をもつ人も、持たない人もお互い助け合えるシステムづくりをし、その活動を広げていきます。」という理念のもと活動している。1981年に定員25名（知的障害者通所授産施設）で運営が開始され、現在は230名が就労したりサービスを受けたりしている。230名のうち、約50名が施設に入所しており、約60名がグループホームに住んでおり、約120名は法人所有のバスやハイエースの送迎で通っている。

くるみ会の事業所は、愛知県西尾市や幡豆郡一色町および吉良町³⁹に立地している。法人本部は、名鉄西尾駅から車で20分程度の山あいであり、くるみ会が運営する作業所や施設などが法人本部に隣接している。

「障害を持つ一人ひとりが安心して充実した一生をおくれるように支援します。」という目標があり、「充実」して暮らすためには、「働いてお金をもらう」ことが大事だと考え、障害の重い人も、軽い人も必ず働く仕組みがつけられている。例えば、比較的障害の軽い人は仕事を主とし、重い人は日常生活を主眼に置きながらも働く時間をつくるなど、各人のそれぞれの状況に応じて仕事の時間をつくる工夫がなされている。工賃は最低3,000円で、多い人で45,000円～50,000円くらいとなっている。

事業において特筆すべきことの1つとして、グループホームが14カ所あることがあげられる。現在、およそ60名が住んでいる。一般的に、グループホームでは16時に出勤して翌朝9時まで勤務するなど夜の仕事が多く、スタッフを集めるのが難しい。近隣の法人では、グル

ープホームは2カ所か3カ所くらいのところが多い。そのようななか、くるみ会では多くのグループホームを運営している。

グループホームは、希望者が増えていることもあり、今後も増やす予定である。おおむね3年間で1つのグループホームをつくっているが、2013年には16名の希望があり、その時期には2年間で1つのグループホームをつくる計画となる。また、くるみ会には、定員50名の入所型施設がある。

2. 就労の場をつくる取り組み

(1) 概要

くるみ会では、各人それぞれの状況に応じた仕事の場をつくるために、様々な事業の展開が図られている。事業を機械化すると、人がする仕事の量が減る。とりわけ、機械の操作に携わりにくい知的障害者の仕事が少なくなる傾向がある。だが、そのようななか仕事の場をつくる工夫がくるみ会ではなされている。以下、現場を見学しながら受けた説明に基づき、各事業を紹介していく。

(2) コンポスト事業

コンポスト事業は、2001年7月からスタートした。株式会社デンソー善明製作所の生ゴミ30kgを受け入れることから事業は始まった。生ゴミを投入すると、翌日に生ゴミのおよそ12.5%の体積の堆肥ができるという機械を用いている。現在、機械は合計で6台（稼働中の機械の導入時期は2002年[1台]、2008年[3台]、2009年[1台]、2011年[1台]）が稼働している。この機械は、販売価格でおよそ1,000万円弱するものであり、くるみ会が民間の研究者と共同で開発した。機械自体は豊田市にある鬼頭工業株式会社で製作されている。

機械については、電気容量の改善が図られており、同じモーターを用いて処理できるゴミの容積を増やすことが目指されている。2002年

³⁹ 西尾市と幡豆郡3町[一色町・吉良町・幡豆町]は2011年4月に合併し、西尾市となった。

に導入した機械に比べて 2009 年および 2011 年に導入した機械では 2 倍の処理ができるようになってきているが、2002 年導入の機械に比べて 4 倍の処理が目指されている。

現在では、生ゴミは 1 日につき 1 トン強の量が入ってくる。デンソーの社員食堂から出る生ゴミを引き受けており、善明製作所（従業員数 1,072 名）⁴⁰のすべてと、西尾市・幸田町にまたがって立地している西尾製作所（従業員数 7,332 名）⁴¹の西尾市で廃棄すべき分を、一般廃棄物として引き受けている。デンソーの社員食堂は、かりや愛知中央生活協同組合（善明製作所）と魚国総本社（西尾製作所）によって運営されている。

デンソーにとっては、ゼロエミッションの達成のために社員食堂の生ゴミの堆肥化が必要であり、地域の社会福祉法人と連携することによってそれを実現できたことになる。くるみ会は、コンポスト事業の取り組みがきっかけとなり、デンソーの CSR 推進室と連携している。

また、くるみ会では、西尾市にある小学校・中学校・保育園 46 カ所の給食で出る生ゴミも引き受けている。西尾市内の小学校・中学校・保育園から見学の受け入れも行っており、環境教育にもつながっている。児童・生徒達にとっては普段から給食でなじみのあるゴミバケツから生ゴミが処理されて堆肥がつくられている現場をみることができ、リサイクルの現場を身近なものを通じて知ることが可能となっている。

廃棄物処理料として、年間で約 1,500 万円の売上がある。また、堆肥は 10kg あたり 300 円で販売している。地元の農家などは軽トラックで買いに来ている。事業収入としては、堆肥の

販売収入が占める割合は少なく、ほとんどが廃棄物処理料によるものである。一般廃棄物の処理に関する資格は西尾市から得ている。

コンポスト事業の現場で働く人はだいたい 2 名だが、その 2 名は農作業や肥料の振り分けなどの作業も兼ねている。生ゴミの収集・運搬については、法人所有の軽トラック 2 台とトラック 1 台で行っている。企業の場合には 1,000 人の従業員につき生ゴミ 100kg、小学校の場合にはだいたい 1 校につきバケツ 2 杯分（15kg）がでる。西尾市の学校給食は各学校で調理されているため、各学校をまわり収集している。

そのほかにも、企業や自治体からでる生ゴミを引き受けたり、堆肥化に関わっている。西尾市にある東洋タイヤコード株式会社からはバケツ 3 杯分くらいの生ゴミを引き受けており、一色町佐久島では生ゴミ処理の機械 2 台のメンテナンスをくるみ会が一色町から受託している。また、岡崎市にあるリコーエレメックス株式会社の社員食堂の生ゴミ処理については、2004 年から行っている。ここでは、社員食堂の職員が生ゴミを機械に入れるところまで行い、地域の社会就労支援センターの出張員が、機械から堆肥を取り出したり、メンテナンスをしたり、清掃作業を行っている。

（3）植物生産事業

上にみたコンポスト事業とともに、環境事業として位置づけられる事業として、花を生産・販売するグランドカバー植物生産の事業がある。グランドカバー植物であるガザニアクイーンは繁殖力が強く密集して育つため雑草抑制効果があり、黄色い花が咲くために、道路沿いなどに植えられることから、国土交通省や自治体から発注がある。国土交通省や自治体に対する営業担当を配置して販路を広げている。また、民間会社の工場にも販路を広げている。例えば、トヨタ、アイシン精機、デンソー、JFE

⁴⁰ 従業員数については、株式会社デンソーのホームページを参照（2011 年 3 月時点）。

<http://www.denso.co.jp/ja/aboutdenso/corporate/facility/factory/index.html>

⁴¹ 注 3 と同じ。

などにも納めている。1万平米以上の敷地の場合、緑化比率が25%以上と定められているため需要がある。現在では、くるみ会の稼ぎ頭の事業に成長している。

ガザニアンクイーンをはじめとした「ガザニアンシリーズ」などのグランドカバー植物の生産・販売の権利は、一般社団法人花と緑のハート事業協会⁴²が一元的に管理しており、くるみ会は授産施設の1つとなっている。生産・販売を通じて障害者の雇用を取り組みが進められている。

具体的には、親株の芽を摘んで、さし床にさし芽をする。1つのトレーで208の芽が育てられる。2月頃だと2週間で根が出る。生産は、11月から3月の間がピークである。年度末は公共工事が多いこともあり、道路ができたあとに、植栽の需要が生じる。2010年度はピーク時の5ヶ月で約14万ポット生産した。2009年度は1つの現場で約7万ポットの特需があり、ピーク時の5ヶ月で約24万ポット納めた。生産は1997年に1株から初めて、現在、親株がおよそ18,000株ある。植物の生産・販売は田舎の地域だからできるという面もある。温室が2つあり、畑も有している。温室の温度は夜で12℃に保っている。親株に、コンポスト事業でできた堆肥も使用している。

(4) クリーニング事業、下請仕事

クリーニング事業は約30年続けてやってき

⁴² 一般社団法人花と緑のハート事業協会については、<http://www.ai-hana-net.com/>を参照。このページで、同法人の事業目的は「国・地方公共団体及び企業並びに一般園芸愛好家等他分野にわたる発注先からの要望等に応えられる受注組織の一つとして、グランドカバープランツ及び地域特性に適した農園芸植物並びに関連商品の生産・製造・販売・生産管理・技術支援を総合的・一元的に行い、その事業振興、推進の過程において障害者等いわゆる『社会的弱者』の雇用・就労の場の確保・拡大を図り、社会的自立に寄与する法人として立ち上げたものです」と記されている(2011年3月閲覧)。

たが、7月で事業を終了する予定となっている。

企業からの下請仕事は様々なものが行われている。例えば、デンソーからの下請仕事としては使用済みの両面テープの裏紙を細かく裁断し、袋につめて荷物を梱包するときの緩衝材にする作業や、製品運搬用の箱の敷物には油がつくので、その油を拭き取る仕事を行っている。

また、別の3社からの下請は合計でおよそ50種類の仕事があり、そのうち3~4種類の仕事が1週間スパンで常時入ってくる。見学に訪れた際には、トイレやユニットバスで使われる部品の汚れをチェックして500本を1袋に詰める作業、工業用バキュームの部品の箱詰め作業、ロックミシンのミシンかけなどが行われていた。ほかにも、スーパーで使用された洋服用ハンガーを整理する仕事などがある。

3. まとめ

くるみ会は事業の規模が大きく、事業の種類が多彩であり、仕事を融通しあえるという利点を仕事づくりに活かしている。障害者が充実した暮らしを送るためにも、経営が安定するためにも、継続的にできる仕事があることが望ましい。そのため、くるみ会では、仕事が常時あり、経営が安定するような工夫がなされている。例えば、下請仕事はバリエーションがあり、それぞれの状況に応じて仕事が割り当てられるようになっている。下請仕事のように手作業でやる仕事は担当する人が多い。他方で、仕事は高度化すればするほど人手がいらなくなる傾向がある。例えば、コンポスト事業や植物生産事業では担当する人が比較的少なくすむ。下請仕事とコンポスト事業や植物生産事業の仕事をうまく組み合わせることにより、各人のそれぞれの状況に応じた仕事を割り振って適材適所の仕事づくりを可能にしている。

くるみ会では15年ほど前から、事業や営業の観点が必要ということで、新たな事業の開拓や販路を広げるために営業活動に取り組んで

きた。事業や営業活動を重視する方針については法人内ですぐに浸透したわけではないが、事業活動の成果ができてきたこともあり、最近の2～3年でかなり浸透してきた段階にある。

D. 考察

以上を踏まえて、ソーシャルファームの意義や可能性と課題について考察を加えておく。

今回の事例からみてとれることとしては、第1に、日本におけるソーシャルファームの展開は、従来、作業所として運営されてきた事業組織や自主事業による就労の場づくりに取り組んできた社会福祉法人などの取り組みの延長線上に位置づけられるということである。社会的企業やソーシャルファームといった概念が普及する以前から、障害者の生活と就労を支える事業組織は多数存在するが、それらの組織のなかには、自主事業開拓・営業活動・販売活動などビジネス的要素の重要性を認識し、障害者が充実した暮らしをするために寄与する事業活動の展開を志向する動きが存在した。それらの動きは、今日の社会的企業やソーシャルファームといった概念が普及するとともに、その重要性がこれまで以上に認識されるようになってきたと見受けられる。その意味で、ソーシャルファームという概念の普及により、これまで以上に障害者や労働市場から排除されがちな人々の就労の場を増やす取り組みの重要性の認識が高まることが予想される。だが、それらの取り組みは、個々の事業組織による自主事業のみによって成立するのではなく、各種の制度や支援政策と組み合わせることが必要と考えられる。社会的企業やソーシャルファームといった概念は、時には自主自立した独立採算の事業体として想起されることもあるが、実際には、様々な政策のスキームや支援体制を活用して、すなわち、制度的な基盤と自主事業が組み合わさってこそ効果的に目的が達成できると考えられる。この点との関わりでいえば、本報告書

では十分に吟味できなかったが、ソーシャルファームの発展のためには障害者自立支援法の意義と問題点についても検討を深めることが今後より重要となろう。

また、自主事業開拓・営業活動・販売活動などビジネス的な側面を取り入れようとするソーシャルファームは、実のところ、従来から培われてきた福祉的なミッションとそれを実現するための具体的な取り組みに支えられていることも忘れてはならない。社会的企業やソーシャルファームなどの概念は、そのビジネス的側面に焦点があてられがちであるが、実際には社会福祉の基本的な原理を踏まえているからこそ、ビジネス的な要素をどのように取り入れるかという段階での取り組みが意味を持つことになる。

第2に、ソーシャルファームの取り組みは、事業者や行政など地域のアクターとの連携が重要な鍵となるということである。今回取り上げた事例では、地域に存在する企業や学校との取引が事業活動の展開のうえでも重要な意義を持ち、さらにはソーシャルファームが地域社会に存在することの意義について、社会的認識を深める効果を果たしていると考えられる。地域社会のなかにソーシャルファームが位置づくことは、事業活動の展開を図るうえで重要な鍵となる。

第3に、ソーシャルファームの発展に向けては、経営管理の重要性が高まるということがあげられる。今回みた事例においては、事業の機械化や仕事の高度化で人員削減を実現して効率性を高める取り組みが進められる一方で、ソーシャルファームの目的でもある仕事を創出するという取り組みも進められていた。効率性を高めながらも、就労の場の創出が求められるという意味では、事業活動の遂行に様々な工夫が求められることになる。本報告書で取り上げた事例では、事業の規模を大きくし、事業の種類を多彩なものとするにより、仕事を融通

しあえるという状況が作りだされていた。そして、その状況を活かして、就労の場の確保が試みられていた。ここでみた課題は、生産管理や人的資源管理など民間企業における経営管理上の課題と重なりあう部分も多い。工程や人員配置の工夫、取引先との関係性の構築などの面で経営管理の重要性は高まっており、今後は事例分析も進めながら、ソーシャルファームの経営管理について一般化に向けた分析を深めることが求められる。そのうえでも、ソーシャルファームと一般の民間企業の連携は意味を持つことになる。

第4に、障害者の生活や就労支援を実現する事業活動を進めるうえで、環境問題という別の社会的課題に取り組む事業活動を取り入れた点で、本報告書で取り上げた事例は重要な意味を持っている。社会的な課題に様々な角度から取り組むことにより、事業活動の社会的意義が高まり、事業存続の基盤を固めることにつながる。社会的な要請に即応して事業活動の開拓を進めることが、ソーシャルファームの事業展開において今後ますます重要なものとなっていくであろう。

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）
分担研究報告書

高齢者生活協同組合におけるワーク・インテグレーションの取り組みと課題

松本 典子（駒澤大学経済学部講師）

研究要旨

【目的】

社会的企業という概念が指し示す事業組織や事業内容は多岐にわたり、どのような事業組織や事業内容を対象とするかということ自体が社会的企業論の重要な論点となっている。本報告では、ワーク・インテグレーションに取り組む社会的企業（work integration social enterprise: WISE）に着目し、高齢者協同組合における社会的企業の事例に着目し、その台頭背景、事業内容および課題を検討する。

【方法】

高齢者協同組合において、障害者の就労支援に取り組む社会的企業に位置づけられる事業組織のヒアリング調査を行ない、事例分析を行った。具体的には、愛知高齢協にヒアリング調査を行い、組織概要、事業内容、組織特性、課題を明らかにした。

【結果】

愛知高齢協は、現在4つの事業所を持ち、2011年4月に新規事業を立ち上げ予定で、非常に活気のある団体である。社会的弱者に陥りやすい、高齢者、障害者（児）、外国人、そしてDV被害者などの支援も積極的に行い、助け合いや「協同労働」という理念を実践している点に特徴があった。また、派遣切りにあった人々にヘルパー講習会を受講してもらい、愛知高齢協の地域福祉事業所で働いてもらうなど、失業者の就労支援を担っている点も特徴的であった。愛知高齢協のこうした取り組みは、日本のワーク・インテグレーションに取り組む「社会的企業」と位置付けられよう。しかしながら、素晴らしい事業を行っていても、介護報酬の低さに派生する人材不足などの問題も少なくなく、福祉分野の「社会的企業」にとっては介護保険制度や障害者自立支援法の見直しが欠かせない。

A. 研究目的

社会的企業という概念が指し示す事業組織や事業内容は多岐にわたり、どのような事業組織や事業内容を対象とするかということ自体が社会的企業論の重要な論点となっている。本報告では、ワーク・インテグレーションに取り組む社会的企業（work integration social enterprise: WISE）に着目し、高齢者協同組合における社会的企業の事例に着目し、その台頭背景、事業内容および課題を検討する。

B. 研究方法

高齢者協同組合において、障害者の就労支援に取り組む社会的企業に位置づけられる事業組織のヒアリング調査を行ない、事例分析を行った。具体的には、愛知高齢協にヒアリング調査を行い、組織概要、事業内容、組織特性、課題を明らかにした。

C. 研究結果

1. 組織概要

高齢者生活協同組合は、様々な活動や仕事、助け合いを通して、高齢者が元気に、自分らしく生きることを目指している団体であり、各高齢者生活協同組合と連携している地域福祉事業所はその活動拠点であり、事業所づくりを県内各地に進めている。高齢者生協には、1口1,000円の出資金で誰でも加入することができる。

愛知県高齢者生活協同組合（愛知高齢協）は1995年に設立され、1997年に消費生活協同組合法に基づく法人格を取得し、現在約2,300名の組合員が加入している。「寝たきりにならない、しない」「ひとりぼっちの高齢者をなくそう」の合言葉のもと、高齢者の自立と助け合いを理念に活動を行っている。現在、「春日井ぬくもり」「岡崎かけはし」「守山あまこだ」「たまり場『庄助』（守山区）」の4つの地域福祉事業所をもつ。

愛知高齢協の本部では関連団体である社会福祉法人なごや平和福祉会と共に、パソコン講座をはじめ、ヨガ・太極拳・中国語・英会話・スペイン語・書道・囲碁・フラダンス・古典を読む会・ヘーゲルを読む会などの高齢者の生きがいをサポートする各種講座を開催している。介護教室、ヘルパー2級講座、ガイドヘルパー講座などの実務的な講習会を開いていることも特徴的である。

このほか、名古屋市の介護事業者約40団体と約30個人が中心となって、あいち在宅福祉サービス事業者懇談会を設立し、愛知高齢協と平和福祉会が事務局を務めている。名古屋市の地域生活支援事業についての懇談の場をもつことで、情報の入りにくい小規模な事業所のネットワークづくりにとりくんでいる。

2. 事業内容について

春日井ぬくもりは1999年に設立され、高齢者・障害者のホームヘルプサービス、デイサービス、ケアプラン作成を行っている。ホームヘルプサービスは、高齢者、障害者（児）を対象とし、一人ひとりのニーズに合わせた援助を行っている。介護保険制度、障害者自立支援法を活用したホームヘルプ、ガイドヘルプや重度障害者の行動援護のほか、制度外の相談にも、生活支援・助け合い活動として応じているという特徴がある。現在、常勤、非常勤職員あわせて約50名が働き、半数以上が介護福祉士である。デイサービスでは、いつまでも自宅で自立した生活が送れるよう日常生活の向上、機能回復を目的とした時間づくりを重視しており、介護認定を受けていない人も利用が可能である。愛知高齢協は、高齢者も障害者も子どもも集まれる場づくりをめざしており、デイサービスの活動やお花見会などの行事をとおして実践している。

岡崎かけはしでも、高齢者・障害者（児）のホームヘルプサービス、高齢者のデイサービス、ケアプラン作成を行っている。制度外の相談や独り暮らしの高齢者への弁当配達、墓掃除などにも対応している。現在は約20名の常勤、非常勤職員が働いており、介護福祉士が多い。

守山あまこだでは、高齢者・障害者（児）のホームヘルプサービス、ケアプラン作成のほかに、介護タクシー（ケア輸送）も実施している。ホームヘルプサービスは、高齢者、障害者（児）に対応しており、障害児の利用が多いことが特徴である。介護タクシー事業では、2種運転免許を取得したケアワーカーが中心に携わり、要介護認定を受けた高齢者が利用することができる。現在は、約30名の常勤、非常勤職員が働いている。

たまり場「庄助」は、以前はとんかつ家さんだった一軒家を活用し2007年5月に開所した。ヨガ、カラオケ、囲碁、お茶の会、健康チェッ

ク、男の料理教室などの文化活動にとりくみ、年間の利用者数は500名を超えている。また、有償ボランティアが生活支援・助け合い活動を提供している。

3. 組織特性

愛知高齢協の地域福祉事業所は、ホームヘルプサービスの利用者が、高齢者と障害者が半々である。特に、守山あまこだの位置する名古屋市守山区は、以前から障害者施設、精神科病院が非常に多いことから、守山区に在住する障害者も多い。守山区では重度障害者の行動援護ができる事業所が4か所と少ない(このうちの1か所が守山あまこだ)。さらに守山区で行動援護ができるヘルパー約10名のうち、半数が守山あまこだに所属しているため、守山あまこだへの支援の需要は大きい。こうした極めて引き受け手の少ない重度障害者の支援を積極的に行っていることが愛知高齢協の特色といえる。

また、愛知高齢協が実施する介護教室の一環として、外国人が多く居住する豊田市保見ヶ丘において、2010年度から介護教室を継続して開催している。「保見ヶ丘介護教室」は、日本人、外国人が助け合いながら(例えば日本人が外国人に日本語や日本文化を教えるなど)介護福祉や多文化共生の学習にとりくんでいる。受講生の多くは、自動車関連の派遣切りにあった人だという。男女比は半々で、20~60代の幅広い世代の人が受講している。この「保見ヶ丘介護教室」は、厚生労働省の「緊急人材育成支援事業(基金訓練)」として実施されている。受講修了者の多くは、愛知高齢協の地域福祉事業所のほかに、地元の特養老人ホームや民間のデイサービスなどで働いている。2011年4月には、日本人と外国人が共に働く「高齢者生協保見ヶ丘ケアセンター」を立ち上げる予定である。

現在、愛知高齢協では、地域福祉事業所は働く人たちが中心となって設立、管理運営すると

いうことを重視しており(「協同労働」)、仕事も働く人も増え、活気がある。高齢者介護だけではなく、障害者(児)支援を積極的にやっていることもあり、若い人材を意識的に採用しているという。また、役員が現場の応援に入ったり、理事長はガイドヘルプやデイサービスの送迎にも参加したり、専務理事は春日井ぬくもりの事業所長を兼務しながらケアマネジャーも務めている。常任理事は、保見ヶ丘事業所の立ち上げのほか、介護支援専門員および介護福祉士の資格を持ち、実務に携わることも少なくない。

4. 課題

愛知高齢協にとって地域福祉事業所を通じた実践からみえてくる課題は、介護保険や障害者自立支援法の介護報酬が適正ではないという認識である。すなわち、介護職員の年収が他産業と比較して低く、多くの事業所でも職員が定着しないという課題がある。最低でも、年収約400万円を支給できる介護報酬に見直してほしいという希望があげられた。

また、保見ヶ丘事業所の新規立ち上げにあたって、既存の地域福祉事業所の協力が欠かせないが、保見ヶ丘に距離的に一番近い守山のあまこだが忙しく、支援する余裕がないという。守山あまこだのホームヘルプは、月間活動時間が1500時間と愛知高齢協の中でいちばん多く、前述のとおり支援の依頼が絶えない。ただし、常時人手不足で、ヘルパーの供給が追いつかないという課題もあげられた。

D. 考察

愛知高齢協は、現在4つの事業所を持ち、2011年4月に新規事業を立ち上げ予定で、非常に活気のある団体である。社会的弱者に陥りやすい、高齢者、障害者(児)、外国人、そしてDV被害者などの支援も積極的に行い、助け合いや「協同労働」という理念を実践している

点に特徴があった。また、派遣切りにあった人々にヘルパー講習会を受講してもらい、愛知高齢協の地域福祉事業所で働いてもらうなど、失業者の就労支援を担っている点も特徴的であった。愛知高齢協のこうした取り組みは、日本のワーク・インテグレーションに取り組む「社会的企業」と位置付けられよう。しかしながら、素晴らしい事業を行っていても、介護報酬の低さに派生する人材不足などの問題も少なくなく、福祉分野の「社会的企業」にとっては介護保険制度や障害者自立支援法の見直しが必要でない。

注) ヒアリングは2011年2月14日に、愛知高齢者生活協同組合（愛知県名古屋市中区平和2-2-2）の常任理事の山崎亜土さんに対応していただいた。訪問者は吉中季子（研究分担者：大阪体育大学専任講師）、筆者である（肩書きはすべてヒアリング時点）。

Ⅲ. 研究成果の刊行に関する一覧表

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年月
吉中 季子	母子世帯と社会的セーフティネットー 母子世帯の実態調査からの一考察	労働調査	2010年5月号	24～34頁	2010年5月
橋本 理	労働統合型社会的企業とは何かー 欧米の動向と日本への示唆	連合総研レポート (DIO)	250号	4～7頁	2010年6月
松本 典子	日本における労働統合型社会的企業の傾向と類型	連合総研レポート (DIO)	250号	8～10頁	2010年6月
吉中 季子	労働統合型社会的企業としてのホームレス関連団体の現状と課題	連合総研レポート (DIO)	250号	12～13頁	2010年6月
吉中 季子 (和田謙一郎と共著)	母子家庭に対する就労支援にかかわる一考察～シングルマザーの就労・自立への途～	四天王寺大学紀要	50号	159～166頁	2010年9月
松本 典子	ワーク・インテグレーションに取り組む社会的企業ー台湾の事例ー	協同の発見	222号	18～22頁	2011年1月
橋本 理	「労働統合型社会的企業」論の展開ー韓国の実例から	関西大学社会学部紀要	42巻3号	83～102頁	2011年3月

IV. 研究成果の刊行物・別刷

特集

「労働統合型社会的企業」の可能性

労働統合型社会的企業は社会的排除への処方箋たりえるか

労働統合型社会的企業とは何か
— 欧米の動向と日本への示唆

橋本 理

(関西大学社会学部准教授)

1. 日本における社会的企業論の概況

日本で展開されている社会的企業論は多種多様である。それらは概して、社会的な価値の実現に重きをおく事業組織やその諸活動について論じられる点では共通しているが、論者によって分析対象とされる事業組織の形態は様々である。例えば、NPO法人や協同組合などのいわゆる「非営利」の事業組織のみに着目し、株式会社に代表されるいわゆる「営利」企業をその対象から除外する論者もいれば、昨今ではCSRと称されることも多い営利企業による社会貢献や社会的責任の範疇に入る諸活動を主要な対象とする論者もいる。使用される用語も、社会的企業 (social enterprise) という言葉のほか、社会起業家 (social entrepreneur) やソーシャル・ビジネス (social business) という語句が用いられることもある。また、扱われる内容も、社会的な事業を立ち上げる起業家のイノベーションやそれを生み出す諸条件を検討するもの、社会政策上の課題や事業組織のガバナンスのあり方について分析を試みるものなどがあり、その分析対象や手法は様々でない。このような現況は、日本の社会的企業論が、欧州や米国における研究や実践を紹介するなかで展開されてきており、多様な海外の動向が反映されていることによるところが大きい。また、社会的な価値の実現に重きをおく事業組織やその諸活動は、現実には多種多様なものが含まれることになるので、種々の活動の事例紹介が

様々な角度から展開されている状況が生じている。

だが、日本における社会的企業論について、いくつかの特徴的な点を指摘できる。第一に、日本においては、NPO論の文脈から社会的企業論を捉えることが有効であることがあげられる。例えば、福祉領域のNPO法人のなかには活動の事業化が進展している事業組織がみられ、マネジメント手法の導入が求められるような状況も生じている。財やサービスの生産・販売に伴う事業収入に依拠する割合の大きいNPO法人の出現は、社会的な価値の追求をビジネス的な手法を用いて実現する事業組織のあり方に関する議論を引き起こし、その論点は社会的企業論の素地となっている。社会的企業論は必ずしもNPO法人のみを対象とするものではないとされるが、日本における社会的企業論の対象となる事業組織の多くはNPO法人の形態をとっているという現実がある。なお、具体的な論点としては、社会的な価値の追求を伴う事業活動を行ううえでのイノベーションのあり方が重視される傾向があることを指摘できよう。

第二に、福祉国家政策が変容を迫られており、俗に「新しい公共」という言葉で表現される領域の諸活動を担う事業組織のあり方が模索されているという現状がある。国や自治体による公共的な財やサービスの供給については財政危機や官僚制の逆機能の深刻化が指摘され、また従来型の地縁や企業を中心とした生活リスクの回避 (帰属集団や所属組織による生活リスクの回

避)の基盤が損なわれるなか、「新しい公共」を誰がどのように担うかという課題が生じている。従来型の社会政策が変容を迫られるなか、市場や政府を通じた財やサービスの供給がうまくいかない領域において新たな財・サービス供給の担い手として注目を集めたのがNPOという概念であった。NPOは1990年代の半ば頃から急速に関心を集め、1998年の特定非営利活動促進法の成立というかたちの制度面での進展をみせた。その後、2000年代初頭以降から、社会的な価値の追求とビジネス手法を何らかのかたちで結びつけることを試みる事業活動やそれを担う事業体について、社会的企業という概念を用いる動きがでてきたのである。それらの議論のいくつかは、その事業を立ち上げる具体的なヒト(その起業家精神やリーダーシップ、イノベーション手腕、カリスマ性など)に着目する「社会起業家」を扱った議論や、企業の社会的責任や社会貢献といった観点から論じられるCSR論と結びつけたかたちで論じられるようになっていく。

2. 欧米の社会的企業論の動向

このような日本の社会的企業に関する動きは、欧米の実践や研究動向の影響を強く受けている。それでは、欧米の社会的企業論の動向はどのようなものであろうか。実のところ、欧米の社会的企業論と一言でいっても様々な文脈のもとでの議論が存在し、対象とされる事業組織の形態や事業活動の中身も様々なものが含まれる。そして、日本の社会的企業論はそれらの多様な動向を反映したかたちで多岐にわたる論点を含んで展開されているという状況にある。だが、社会的企業という概念のもとでの議論からいくつかの特徴的なパターンを見いだすことが可能である。まず、単純化して言えば、一般に、欧州や米国における社会的企業論も、おおむね従来型の政府を中心とした公共サービスの供給のあり方の変容、民間の主体による公共性や社会性を有した事業活動の必要性の高まりなどが、その背景となっている。これらは、NPOやサード・セクターといったかたちで議論され

る場合と同様に、公共的な財やサービスの供給に関して政府や市場を通じたかたちでは不十分な状況に直面するなか、新たな事業形態の模索のなかから、社会的企業という新たな事業組織のあり方を提起しようとする試みの一種とみなすことができよう。

また、グローバリゼーションや環境問題の進行などに伴う現代の社会問題の多様化に対応するかたちで、新たな社会問題の解決手法の担い手として社会的企業という概念が脚光を浴びるという構図もみられる。具体的には、たとえば、マイクロクレジットやフェアトレードなどのような社会的な価値の追求とビジネス手法を結びつけた新たなスタイルの事業活動が注目を集めており、その担い手となる事業組織として社会的企業が位置づけられている。また、このような社会的な価値の追求とビジネス手法を結びつける担い手である社会起業家への注目が高まるなか、米国を中心にビジネススクールにおいて社会起業家に関するコースが立ち上げられるなど、社会的な価値の追求とビジネスとの融合をどのように進めるかについて、その実践のあり方への関心が高まりをみせている。

そのほか、この小論のテーマである「労働統合型社会的企業」という概念との関連でいえば、何らかの就労阻害要因を抱えている人々を積極的に雇用したり、それらの人々に就労や職業訓練の場を提供する事業組織の動きが注目されており、社会的企業論の主要な対象の一つとなっている。その代表的な例としては、イタリアの社会的協同組合があげられる。イタリアでは1991年に社会的協同組合法が制定され、その後の欧州における社会的企業論の展開の端緒として位置づけられる。

他の欧州諸国においても、社会的企業という概念に対して実践家および研究者の双方から注目を集める状況がある。たとえば英国においては、2000年代の初頭から社会的企業という概念への関心が高まり、社会的企業の育成に向けた様々な政策の展開がみられ、法制度としては、2004年にCommunity Interest Companyという新たな法人格が生み出されるなど、公共性や

社会性を備えた事業組織の活動の基盤を整える動きが進められている。また、EU諸国をカバーする社会的企業の研究ネットワークである EMES (L'Émergence des Entreprises Sociales en Europe) が形成されて社会的企業の国際比較研究が進められており、社会的企業という概念の分析と普及に一役かっている状況がみられる。

そして、アジア諸国や日本は、上記にみるような米国や欧州の様々な社会的企業に関する実践や研究の影響を受けながら、様々なタイプの社会的企業論が展開されている状況にある。そのようななか、韓国において、2006年に社会的企業育成法が成立したことは、アジア諸国における動きとして注目されるものといえよう。同法は、脆弱階層に社会サービスや就労の場を提供することを主眼としており、本論のテーマである労働統合型社会的企業を考察するうえでも重要な位置にあることを指摘しておく必要がある。

3. 労働統合型社会的企業 (WISE)に関する議論の特徴と課題

社会的企業論への関心が高まるなかで、新たに注目を集める概念として議論の俎上にもぼるようになってきたのが、労働統合型社会的企業 (work integration social enterprise: WISE) である。先に取り上げたEMES研究ネットワークでは、社会的企業の主要な活動領域として、対人社会サービスと労働統合 (work integration) の二つをあげている。EMES研究ネットワークはEU諸国におけるWISEの比較研究を進めており²、それらの研究の成果を踏まえながら、アジア諸国や日本においても徐々にWISEという概念に対する関心が高まりをみせ始めている状況がみられる。

WISEという概念が注目される背景としては、ワークフェアという概念を用いて論じられるような、労働と福祉の関係を改めてとらえ直す動きが進行していることがあげられる。ワークフェアという概念をめぐる議論の中身

は多岐にわたるため、ここでその詳細を論じるわけにはいかないが、大まかには福祉の受給者であった人々を就労へと導こうとする諸政策を総称する概念としてとらえることが可能である³。ワークフェアに関する議論は、改めて貧困問題への注目が高まるなかでその重要性を強めているが、その中心的な論点は、政策・制度設計のあり方や当事者のおかれている現状分析にある。だが、それらの分析に加えて、対象となる人々が具体的にどのようなかたちで就労できるのかという点についても考察する必要があるとの認識が高まりつつあり、就労の場を生み出す主体としてWISEという概念への注目が集まり出すようになってきたといえよう⁴。

さて、欧州のWISE研究によれば、WISEが主要な対象とする当事者の属性は、障害者および何らかの就労阻害要因を抱える人々 (たとえば、弱い立場にある女性、移民、失業を繰り返す若年、アルコールやドラッグ中毒者など) である。具体的な事業形態としては、先に言及したイタリアの社会的協同組合がその先駆的な事例としてあげられる。イタリアの社会的協同組合はA型とB型に分けられ、B型に該当するものが社会的に不利な立場にある人々の労働統合を目指すものである。欧州の他の諸国においても、その呼称は様々であるが、何らかの就労阻害要因を抱える人々の労働統合を進める諸事業組織の実態分析が進められている段階にある。そして、日本においても、主として欧州の実践や研究動向を踏まえながら、WISEに関する実態分析が進められつつある。その具体的な動向についてはこの小論に続く論稿にゆずることとし、最後に、WISE研究の今後の課題や論点を整理することにしよう。

第一の論点として、社会的企業、とりわけWISEのような社会政策上の課題に関わる事業を展開するうえでは、公的な財源や公的な制度によって形成された市場における事業収入に依拠する割合が大きいということがあげられる。つまり、社会的企業論の対象となる諸事業組織は、必ずしも「企業」という用語から想起されやすい独立採算で立ちゆくような存在ではない

ということである。特に、WISEの場合には、公的な財源に基づく補助金や事業受託による収入、公的な制度の枠組みによって形成された市場からの収入に依存する傾向が強い。したがって、社会的企業の台頭は、必ずしも関連諸領域における公的な役割がなくなることを意味するのではなく、社会的企業の活動条件の整備やそのための財源の確保などの面において、国や自治体の役割はむしろ重要度が増すこともあると考えられる。

第二に、社会的企業論では事業組織の法人格のあり方にこだわらないという論調が一般的ではあるが、現実問題としては、社会的企業の活動にそぐう法人制度を整えることが必要となる。すでにみたようにイタリア、英国、韓国などにおいて、関連の法制度がつくられてきており、日本においても、社会的企業やWISEの活動を促すために、法人制度のあり方についての議論が進められている段階にあり、その動向を注視する必要がある。

最後に、WISEが対象とする当事者について触れておきたい。現段階では、WISEは何らかの就労阻害要因を抱えた人々の雇用や就労を支援することが課題とされている。いわば、就職困難者層を主な対象として、それらの人々の就労支援や職業訓練、雇用を積極的に行うところに、WISEの存在意義が見いだされている⁵。だが、雇用の非正規化や不安定化が進行し、「雇用なき成長」とも指摘される状況が改善をみせる兆しが薄いなか、WISEが対象とする人々が

一般労働市場全般に広がりを見せることも考えられる。とりわけ、若年者の雇用問題の深刻化は、雇用を重視するタイプの企業組織の存在意義について再検討を促すものと考えられる。この論点は、WISEという概念が、そもそも企業が社会のなかで果たす役割とは何かという根本的な課題について、人々の働く場の提供という視点から再考察を迫るものであることを意味しているのではなかろうか。その意味において、社会的企業やWISEという概念は、現代社会における企業の存在意義について再検討を促すものとして捉えることが重要となる。

1 多様な社会的企業論の動向についてはさしあたり、拙稿「社会的企業論の現状と課題」『市政研究』第162号、大阪市政調査会、2009年、拙稿「EUにおける労働統合を目的とした社会的企業（ワーク・インテグレーション・ソーシャル・エンタープライズ）の動向—社会的企業論の批判的検討から」『関西大学社会学部紀要』第41巻第1号、関西大学社会学部、2009年、拙稿「ホームレス問題と社会的企業—社会的な事業と貧困ビジネスの境界をめぐる基本的視座」『ホームレスと社会』第2号、明石書店、2010年を参照されたい。

2 EMES 研究ネットワークにおけるWISEの研究については、Nyssens, M. eds. *Social Enterprise*, Routledge, 2006を参照されたい。

3 ワークフェアという概念の論点については、埋橋孝文編「ワークフェア—排除から包摂へ？」法律文化社、2007年を参照されたい。

4 たとえば、宮本太郎「生活保障—排除しない社会へ」岩波書店、2009年を参照されたい。

5 日本においては、たとえば、地域雇用政策という観点から、その課題についての取り組みが進められている現状がある。その論点については、さしあたり、中山徹・橋本理編『新しい仕事づくりと地域再生』文理閣、2006年を参照されたい。

日本における労働統合型 社会的企業の傾向と類型

松本 典子

(駒澤大学経済学部専任講師)

1. 日本における労働統合型社会的企業の事例と傾向

日本における労働統合型社会的企業(WISE)は、活動分野、活動目的、法人格のあり方などにおいて多様である。例えば、ホームレス支援や障害者支援に関わる団体として表1のような団体が、日本のWISEの代表事例のごく一部としてあげられる。

全国に点在するホームレス支援団体の多くは、2010年にNPO法人として認証・設立された「ホームレス支援全国ネットワーク」に属し、

団体毎にホームレスの就労支援・生活相談支援などを実施するとともに、ネットワークを活かして政策提言なども行っている。また、全国の障害者支援団体の多くも「きょうされん」などの中間支援組織とネットワークを形成し、継続的に障害者の就労・生活支援に関する情報交換や政策提言を行っている。他方で、近年、こうした活動分野ごとのネットワークだけではなく、イタリアの社会的協同組合B型の実践の流れを汲んだ労働者協同組合(ワーカーズ・コープ)、ワーカーズ・コレクティブ、

表1 日本におけるWISEの事例

①ホームレス関連団体

団体名	法人格	事務所所在地	主な活動・事業内容	活動形態
あうん	企業組合	東京都荒川区 東日暮里	リサイクルショップ事業、便利屋事業、など ※詳細は、本誌の吉中論文を参照	協同・起業型
さなぎ達	NPO 法人	神奈川県横浜市 中区寿町	さなぎの家(憩いの場、衣料・日用雑貨の提供)、さなぎの食堂の運営、など	支援型 雇用型
自立支援サポートセンターもやい	NPO 法人	東京都新宿区 新小川町	入居支援、生活相談支援、など	支援型
自立支援センター ふるさとの会	NPO 法人	東京都台東区	自立支援センター事業、宿泊所事業、訪問介護事業、就労支援事業、など	支援型 雇用型
日本労働者協同組合連合会センター事業団	任意団体 NPO 法人 企業組合	東京都豊島区 池袋	施設管理関連、緑化、食関連事業、など	支援型 協同・起業型
釜ヶ崎支援機構	NPO 法人	大阪府大阪市 西成区	就労機会提供、就労自立サポート事業、福祉・生活・健康サポート事業、寝場所提供事業、など	支援型 雇用型
北九州ホームレス支援機構	NPO 法人	福岡県北九州市 八幡東区	炊き出し、物資支援、保険・医療支援、相談支援、自立支援住宅事業、就労支援、保証人確保支援、など	支援型
ビックイシュー日本	有限会社	大阪府大阪市 北区堂島	雑誌「ビックイシュー」の販売	支援型
ささしま共生会	NPO 法人	愛知県名古屋 市昭和区	炊き出し、生活相談、デイケア事業、住居提供、など	支援型

共同連などによる協同労働の取り組みが社会的企業と評価され、そのネットワーク力を活かして日本の社会的企業法にもあたる「協同労働の協同組合法」の制定に取り組み、最近ではホームレス・障害者・若年者の就労支援を強化し、日本におけるWISEと評価できる活動にも積極的に取り組み始めている。

2. 日本における労働統合型社会的企業の類型と課題

試論的ではあるが、今回取り上げられなかった事例も含めて、その機能に基づき日本のWISEを類型化すれば、その活動形態は二つに大別することができる。第一に、自組織における就業・就労訓練を通じ就労困難者を労働市場に統合することを課題とする支援型のWISE（活動形態：支援型）であり、従来の中間（支援）組織に該当するNPO（例えば、NPOサポートセンター）や協同組合（各種生協など）がこの役割を担っている場合も少なくない。第二に、自組織に働く場を創出し、就労困難者を労働市場に統合することを課題とする雇用創出型のWISEである。後者はさ

らに、就労困難者を自組織に積極的に雇用する雇用型組織（活動形態：雇用型）および就労困難者が持つ専門性を活かし、仲間とともに働く場を創出する協同・起業型組織（活動形態：協同・起業型）に分類できる。事業組織のなかには、これらの機能のいくつかを併せ持つものもある。重要なことは、こうした活動形態に沿って各々の団体に必要な政策支援を充実させていくことにある。

本稿では障害者を支援するWISEに焦点を当て、その特徴と課題を論じる。

(1) 支援型

支援型WISEと位置づけられるNPO法人共同連は2004年の第22回全国大会において「社会的事業所」制度作りという新たな目標を掲げ障害者支援を行っている。滋賀県では2005年4月に社会的事業所制度が成立し、同様に支援型WISEとも位置づけられるおおつ働き・暮らしセンターは、社会的事業所等の設立・支援を行い、相談や行政との仲介機能の役割を担っている。

支援型WISEは、障害者の自立には就労支援だけでなく生活支援などを含めた総合的

②障害者関連団体

団体名	法人格	事務所所在地	主な活動内容	活動形態
きょうされん	任意団体	東京都中野区	障害者の就労支援・生活支援、など	支援型
日本労働者協同組合連合会センター事業団	任意団体 NPO法人 企業組合	東京都豊島区 池袋	施設管理関連、緑化、食関連事業、など	支援型 協同・起業型
ヤマト福祉財団	財団法人	東京都中央区 銀座	スワンベーカーリー事業、クロネコメール便事業、就労移行支援事業、など	雇用型 支援型
日本理化学工業	株式会社	東京都大田区 (本社)、神奈川県川崎市 (営業事務所)	文具・事務用品製造販売、プラスチック成形加工、など	雇用型
ワーカーズ・コレクティブ協会	NPO法人	神奈川県横浜市	就労支援、コミュニティキッチンぼらん運営事業、調査研究・講座企画開催事業、など	支援型 協同・起業型
ココ・ファーム・ワイナリー	有限会社	栃木県足利市	ワインの製造・販売	雇用型
わっぱの会	NPO法人	愛知県	共働事業所づくり、パン（無添加パン「わっぱん」）・洋菓子の製造・販売、リサイクル事業、就労支援、など	支援型 雇用型
共同連	NPO法人	滋賀県大津市	社会的事業所制度づくり、国際交流会・研究会の実施、政策提言、など	支援型
おおつ働き・暮らし応援センター	任意団体	滋賀県大津市	共働事業所づくり、研究会の実施、政策提言、など	支援型
エル・チャレンジ	事業協同組合	大阪府大阪市 北区	就労体験、就労支援、など	支援型 雇用型